

令和7年3月21日
課名：総務部契約検査課
内線：1383・1384

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者： 住 所 大阪府大阪市中央区城見2-1-61
商号又は名称 パナソニックEWエンジニアリング株式会社

2 指名停止の期間：
令和7年3月21日から令和7年4月20日まで（1ヶ月間）

3 事実概要：
当該業者は、近畿地方整備局より令和7年1月31日付けで建設業法第28条1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた（営業停止期間：令和7年2月15日から令和7年3月8日までの22日間）ことにより、3月21日（金）に福岡県庁にて指名停止が公表された。

4 指名停止の理由：
行橋市指名停止等措置要綱第3条（指名停止）第1項の別表第2（不正又は不誠実な行為）の12の項に該当する。
従って、本件については、指名停止1ヶ月間とする。

【指名停止等措置要綱 別表第2（不正又は不誠実な行為）の12の項該当】

措 置 要 件	期 間
12 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、市発注業務に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内